

『沖縄県NPOプラザ』

バナナ通信

発行日：2006年3月20日
 発行：沖縄県NPOプラザ
 TEL:900-0034
 沖縄県那覇市東町1-1
 県那覇東町会館3階
 TEL:098-941-3113
 FAX:098-941-3114
 E-mail:npo-plaza@
 tontonme.ne.jp

沖縄県内のNPO法人数

219法人(3月20日現在)

★2月～3月20日現在までに認証されたNPO法人★

- ・特定非営利活動法人 マングローブEEクラブ
- ・特定非営利活動法人 ぢやんな琉球古典音楽研究会
- ・特定非営利活動法人 NDA
- ・特定非営利活動法人 南大東 Dongosabows
- ・特定非営利活動法人 警防団防人
- ・特定非営利活動法人 Suns' コミュニティ
- ・特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ
- ・特定非営利活動法人 海底遺跡研究会
- ・特定非営利活動法人 先島海洋安全ネットワーク
- ・特定非営利活動法人 療育ファミリーサポートほほえみ
- ・特定非営利活動法人 海山郷

今月号の紙面から

2・3面:NPO法人紹介

NPO法人マングローブEEクラブ 平川節子

4・5面:コラムリレー

沖縄国税事務所 法人課税課 審査企画係

6面:プラザレポート

沖縄県NPOプラザ 安次富日奈子

7面:沖縄型NPO

NPO法人調査隊おきなわ 親川善一

8面:沖縄県NPO担当の現場から

沖縄県文化環境部県民生活課 新垣秀彦・又吉朋隆

.....プラザからのお知らせ.....

4月より沖縄県NPOプラザは県庁4階の県民生活課に移設致します。

(詳しくは8面に記載されています。)

これまでプラザをご利用いただきました皆様ありがとうございました。

これからも沖縄県NPOプラザをよろしくお願い致します。

沖縄県NPOプラザ 安次富 日奈子
 呉我 春海

守ろう 増やそう おきなわの自然 ——共に生きる社会めざして——

NPO法人マングローブEEクラブ
Mangrove Ecosystems Education Club
代表 平川節子

はじまして、退職した理科教師仲間で立ち上げたマングローブEEクラブです。2月1日に「NPO法人認証」を受けたばかりのほやはやです。読者のみなさんよろしくお願いします。

当クラブ(略称MEEC)は2005年1月に発足し、中部地区に活動の拠点をかまえ、地域の子どもや大人たちとワークショップや植樹、クリーン活動を通して、沖縄のマングローブの重要性、貴重性を学びあい、保全活動を広めてきました。主な活動場所は中城湾・うるま市州崎です。

マングローブテラスには県内の純粋マングローブ5種類が植えられておりマングローブ学習には最適な場です。胎生種子の確保や育苗、増殖など実施できます。

昨年度は、沖縄本島のマングローブがどの程度残っているのか1995年の調査結果と比較しながら南部から北部まで調査してみました。ほとんどの場所で規模が縮小されたり、埋め立てや河川工事や土地改良で跡形も

なく消えていました。マングローブの消滅と珊瑚の消滅が無縁でないように思われます。

県内のマングローブを増やそうとヒルギの育苗に取り組んでいます。昨年は、うるま市州崎のマングローブテラスや宮城島のクカルンダに、メヒルギやオヒルギ、ヤエヤマヒルギの苗を地域の子ども会や小中学校の生徒たちと植えてきました。育ちを楽しみにしています。

活動が充実すると出会いも多く、口コミで広がり、学校の出前講座(社協、公民館講座も)や観察会、体験学習とニーズも多く忙しくなってきました。

当クラブの当面の目標は、①うるま市州崎を「環境教育の場」にするための「場」つくり事業を進めることです。②沖縄の自然環境を守り育てる人材として、小学生から育成することです。③住民による保全活動のシステム創りです。④沖縄を生息北限域にあるマングローブ生態系の情報発信源にしたいことです。課題はもっと広がって、水辺の環境問題や地球温暖化防止等にも具体的に関わっていきたいです。

2005年7月に行われた「海の森マングローブ植樹」地域の子ども会(州崎)

そのためには法人として、社会的に信用される実績と、継続して活動できる安定した資金の確保が当面の重要な課題です。事務所は設置しましたが、専従の職員の確保、事業企画の充実、ネットワークつくりなど着実に進めていきたいとおもいます。

NPO仲間の皆さん共に頑張りましょう。ありがとうございます。



活動拠点のうるま市州崎マングローブテラス



<目的>

この法人は、マングローブ生態系の保全・回復をめざし、環境学習および実践活動を通して地球環境の変化を理解し、子どもと大人が協同で持続可能な自然の再生・保護につとめ、共生のための環境づくりに寄与することを目的とする。

<目的達成のための活動>

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営
又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

<特定非営利活動に係る事業>

- (1) マングローブ生態系と水辺環境の保全・回復に関する事
- (2) 環境教育・実践学習に関する事業



糸満西崎のヤエヤマヒルギ



億首川のオヒルギ林

- (3) 植生や生態系の調査研究・情報収集に関する事業
- (4) 会報及び出版物の発行・情報発信に関する事業
- (5) その他目的を達成するための事業

<これまでの主な活動>

- ・ 要請：地域（学校、行政）「環境学習」講座やワークショップ
- ・ 要請：子ども会や「居場所づくり」のための野外学習、マングローブめぐり
- ・ 要請：「総合的な学習の時間」の出前講座
- ・ 事業：マングローブ観察会
- ・ 事業：地域ぐるみのマングローブクリーン活動。ヒルギの植樹
- ・ 事業：メヒルギ、オヒルギ、ヤエヤマヒルギの育苗・植樹
- ・ 事業：本島内のマングローブ植生調査
- ・ 通信「まんぐろーぶ」の発行

海の森マングローブ植樹 2005年 オヒルギの植樹

9月19日 うるま市州崎に2回目の植樹が行われました。オヒルギの苗は、沖縄市比屋根の湿地から取れた胎生種子を3ヶ月間育苗したものを活用しました。2対葉の苗です。

オヒルギの胎生種子は、ガの餌食になって貧弱なものが多く、種子のほとんどが発芽しないまま枯れてしまうものが多く、種子の保護対策が必要だと思いました。

今回の植樹は、前回と同様うるま市州崎の空きテラスに 150 本を当会員の皆さんで植樹しました。現在は、順調に育っています。

N P O 法人マングローブ E E クラブ

代表 平川節子

住所：9042215 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番6号

電話 (F A X 兼) : 098-979-0455

Eメール : jnkst593@ybb.ne.jp

みんなで使おう！ 認定NPO法人制度

～NPO法人の発展に向けて～

☆はじめに

特定非営利活動法人（以下「NPO法人」）の活動分野は、福祉、教育、文化、まちづくり、環境、国際協力など広範囲にわたり、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

このような活動を支援するため、市民や企業からNPO法人への寄附を促していくことを目的に認定NPO法人制度が設けられています。

このような趣旨から、当紙面において、制度の概要などをまとめましたので、ご一読願います。

平成18年3月

沖縄国税事務所 法人課税課 審査企画係

☆認定NPO法人とは？

認定NPO法人と通常のNPO法人とでは何が違うの？

認定NPO法人とは、NPO法人のうち、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けているものをいいます。

主な認定要件

- 広く一般から支持（寄附）を受けている（パブリックサポートテスト）。
- 活動や組織運営が適正に行われている。
- 法人に関するより多くの情報を公開している。etc.

また、認定NPO法人に対して寄附をしてくださった方は、寄附金控除等の税の優遇措置を受けることができます。

税の優遇措置

●個人が寄附をする場合。

所得税（国税）の算定において、認定NPO法人への寄附金の額から
(※)1万円を差し引いた額が所得金額から控除されます。

●法人が寄附をする場合

法人税（国税）の算定において、認定NPO法人に対する寄附金は、
一般の寄付金に係る損金算入限度額とは別に、同額の損金算入限度額が
設けられています。

●相続または遺贈により財産を取得した方が相続財産を寄附する場合。

相続税（国税）の計算において、認定NPO法人に対し寄附した相続
財産は、相続税の課税対象から除かれます。

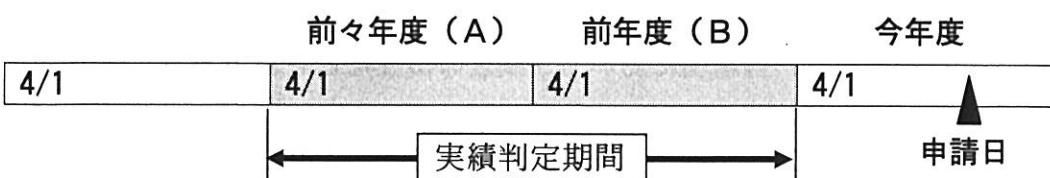
(※) 平成18年度税制改正で、1万円の適用下限額を5千円に引き下げる
ことが予定されています。

パブリックサポートテスト簡易チェック

「パブリックサポートテスト」とは、広く一般から支持されているかどうかを測る指標です。主な認定要件の一つであり、以下の割合について、実績判定期間において基準を上回る必要があります。

実績判定期間とは、次の期間をいいます。

【例】(事業年度：4/1～3/31)



※ ここでいう「総収入金額」は、国、地方公共団体、国際機関からの補助金や委託金を除きます。

$$\frac{\text{寄附金総額 (A及びBの合計額)}}{\text{総収入金額 (A及びBの合計額)}} \geq \frac{1}{5} : \text{基準①}$$

$$\frac{\text{寄附金総額 (Aのみ)}}{\text{総収入金額 (Aのみ)}} \geq \frac{1}{10} : \text{基準②}$$

$$\frac{\text{寄附金総額 (Bのみ)}}{\text{総収入金額 (Bのみ)}} \geq \frac{1}{10} : \text{基準③}$$

基準①から③まで全て満たしていますか？



パブリックサポートテストをクリアする見込みがあります！
ぜひ沖縄国税事務所へご相談を！

【認定N P O法人制度に関する相談窓口】

沖縄国税事務所 法人課税課 審査企画係 TEL: 098-867-3101 (内線451)

沖縄県行財政改革プラン(案)のNPO

沖縄県NPOプラザ
安次富日奈子

現行「新沖縄県行政システム改革大綱」の実施機関を終え、今年4月から起点となる「沖縄県行財政改革プラン(仮称)」。新プランは3大テーマと9つの具体的なテーマがあげられている。その具体的なテーマのひとつ、「信頼しあえる新たなパートナーシップの構築」中の『NPO』という言葉を発見。

行革が示す『NPO』について、県総務部行政改革推進課副参事の添盛貞雄さんに聞いてみました。

県は、昭和60年から4次にわたり行政改革大綱を策定し、事務事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、給与等の適正化など、行政のあり方を検討、実施してきました。平成15年より実施されている現行の「新沖縄県行政改革大綱」は、「県民本位の成果・効率の重視のスマートな行政」を基本理念に、①「県民参加と協働」、②「民間経営手法の活用」、③「自己決定・自己責任」の3つの視点を掲げ、具体的に159の推進項目を設定し、3年間取り組んできました。この159の中に、「沖縄県NPOプラザの設置」や「提案公募型事業の導入」などが盛り込まれていた。

今回、新しい施策作りの中で、これまでの懇話会だけでなく、複数事項のより集中的な検討をする専門委員会も設置され、専門委員に、NPO団体も入っている。

さらに、このプランの策定にあたり、ホームページなどを活用して積極的に過程公表を行ったり、県民意見の募集(パブリックコメント)や地域毎の課題を把握するため、県内離島も含め5つの会場で約200名が集まった意見交換会も開催してきた。

(具体的コメントや詳しいことは、沖縄県総務部行政改革推進課HPまで)

そして、平成18年2月、新しい改革プラン「沖縄県行財政改革プラン(案)」が発表された。新しいプランは、現行の理念や3視点をそのまま推進しているが、特徴的なのは、150近くあった推進項目が42に絞られているところである。

これについて添盛副参事は、「より重点的に実施する項目を42に絞った。その中に、NPOに関する項目数は、これまでと変わっていない。その点からみても、これまでと同様、信頼しあえるパートナーシップの構築において、NPOは欠かせない。重要視している」と説明してくれた。

新プラン(案) NPOに関する推進項目のひとつ

2 信頼しあえる新たなパートナーシップの構築

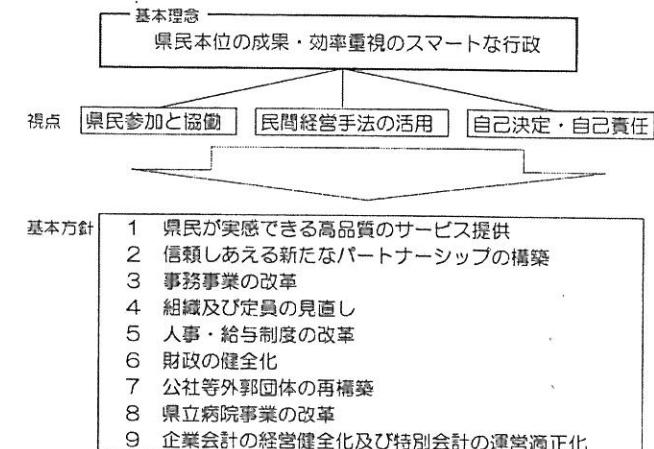
(1) 県民・民間企業・団体等とのパートナーシップの構築

推進項目	NPO等の活動支援・育成	新規事業				
内 容	県民の社会参加活動を促進するために、既存の「沖縄県NPOプラザ」の機能の見直しや職員に対する基調研修などにより、NPOと行政が相互通じるニーズに対応できる環境づくりを行います。また、NPO法人の指導育成を強化するとともに、ムチ等に役割によりNPOの運営を強化し、NPO活動への県民参加と支援を進めています。	NPO法人をはじめとするNPO、ボランティア団体等が、それぞれの分野における専門性を活かしながら行政に参画する機会を増やすことができる。また、行政もNPOとの協働などにより、より効率的な行政運営が可能となります。				
方針及び目標	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	目標達成の基
「沖縄県NPOプラザ」の機能を見直し、県民の社会参加及びNPO活動の強化・支援を強化する						NPO情報等を多角的に収集・整理し、県民の社会参加活動を促進する。
目 標	プラザ見直し	県内に移設	運営	NPOと行政の双方理解の向上と県民サービスの向上		
実 施 事 項	職員に対するNPO活動の支援の強化づくり			NPO活動の認知を深めるこにより、県民本位のサービスの提供並びに県民の権利の行使への参 加とNPOとの協働を促進		
目 標	講演会	35	40	45	60	協働事業実績50事業
NPO法人の指導育成						NPO法人の組織基盤の強化を図る。
目 標		225	240	255	270	21年度までに270法人
16年度までの主な推進状況	平成15年に「沖縄県NPOプラザ」を設置し、NPO法人設立に関する相談実務及びマネージメント強化事業を実施しています。					

3 新たなプラザ「沖縄県NPOプラザ」

那覇東地区に沖縄県NPOプラザが設置され、NPO、ボランティア等が行政社会参加活動の支援と促進を行ってきたところで、那覇プラザの運営はNPO法人に委託し、主にNPO法人設立に向けた各種相談やNPO法人に基づく会への申請、検査等の指導を行ってきました。同実績については、県との連携は必須不可欠ですが、県庁内に設置していることから行政側もその機能を必要としている状況にあります。また、那覇プラザがNPO側だけの利用になってしまっていることから行政側もその機能を必要とするような仕組みを実現する必要があります。そこで、那覇プラザの革新を県内にて「沖縄県NPOプラザ」として移設し、東京については東京NPOセンターと連携して運営を実現し、県が政策運営することにより、効率的でスムーズな相談業務の進行を目指します。それによりNPO行政の相互のニーズに対応した相談業務の進行と県民サービスの向上に努めます。

【行政改革の理念等】



基本方針

- 1 県民が実感できる高品質のサービス提供
- 2 信頼しあえる新たなパートナーシップの構築
- 3 事務事業の改革
- 4 組織及び定員の見直し
- 5 人事・給与制度の改革
- 6 財政の健全化
- 7 公社等外郭団体の再構築
- 8 県立病院事業の改革
- 9 企業会計の経営健全化及び特別会計の運営適正化

行革では、NPOだけでなく、企業やボランティア、任意団体を含めた「民間」を「公共の担い手」と位置づけているが、「NPOで変わったこと」について、添盛副参事は、「行政側の一翼を担う、作って下さい」というだけでなく、県民参加を強みとした提案、民間サイドからのアイディアが出てきたこと。その流れを組み込んだ動きのひとつが昨年から始まった『提案公募型事業』が特徴的な事例だ」と話す。

最後に添盛さんから、NPOへのメッセージを頂いた。「行政との仕事は『公金を使う』ので、運用する能力と体制が求められる。1つの組織であれば、営利・非営利問わずしっかり運営のできる団体となり、一緒にパートナーになっていきたい」と笑顔で話してくれた。

今回、この取材を通して、「NPO」という言葉が、単にNPO活動している人を指すのではなく、「環境」や「まちづくり」、「福祉」のような社会の仕組みを示す言葉であり、行革の新プランを通して、多くの市民へ伝えてくれるような気がしました。
(新プラン等に関する資料は、県HPをご覧下さい。)

NPOで活動している皆さん、私たちは目的も異なれば、分野も、活動内容・活動を提供する範囲や対象も各団体で、異なります。それでも、「NPO」という言葉でつながっているということを、バナナ通信を通して感じることができました。

また、違った形で、お互いに情報交換できる場で、お会いできることを楽しみにしています。

「バナナ通信」を読んでいただきありがとうございました。



「沖縄型NPO」

NPO 法人調査隊おきなわ

親川 善一



NPO 法人調査隊おきなわは、2003年6月に開所された沖縄県 NPO プラザの委託を受け、この三年間、NPO の設立や運営の相談業務に携わってきました。その業務の中から私ども調査隊おきなわの活動分野とは違う色々な分野の NPO 法人の方々や、設立前の任意団体の方々と関わりを持てました。その範囲は広く、戦後復興の時代から続いてきた社会構造の中でこれまでの組織形態の中に隙間が生じ、第三のセクターとして NPO が必要とされる範囲が広がっている事を実感しました。

むかし、陸の孤島ながら「うーくなーは」（那覇のような奥）とその赤瓦の普及率の高い町並の美しさを、人々にたたえられた国頭村奥では、地域住民の協働によって設立された「共同売店」が、設立から今年 100 周年を迎える話題になっています。現在、大学などの機関がその「共同売店」の設立の経緯や組織形態など研究を活発に行ってています。昔、奥に住む住人が、偏狭に有る集落でどのようにして、赤瓦の家の普及率を上げていったのか、どのような生活を送ってきたのかがあきらかになれば、私たち沖縄の祖先から、現在の NPO の問題を解決するヒントが出てくると私は思います。

さらに、ここ沖縄には、独特の文化や生活習慣があり、その中でも「結いマール」と言う NPO の活動に類似する精神があります。組織として「NPO」と「結いマール」の違いを、市民の共通認識として理解できれば、沖縄型の NPO の有り方がわかってくるかも知れません。

これまで、公共と民間の隙間にあるこのような地域の問題や課題などをどのようにして地域社会の中で解決してきたのかを考える事が、現在の NPO の有り方やさらに NPO に対する支援の仕方を生み出すメソッドになると私は考えています。

NPO は、隙間での活動ならではの問題が山積しており、さらに、「特定非営利活動法人」と言う法人名から出てくる誤解も多く、活動を支えるための収益形態の確立などは特に手探りの状態で、まだまだ成熟した法人形態とはいえません。NPO 自身が他のセクターから学ぶ事も必要ですが、その活動の公共性を認識していただき、他のセクターからの更なる理解と協力をしていただきたいと思います。

平成18年度提案公募型事業について

NPOと行政の協働を推進するため、平成17年度に引き続き、平成18年度提案公募型事業を実施します。NPOのノウハウ・経験を生かした、公共性・社会貢献性の高い事業提案をお待ちしています。事業応募・実施までの流れは下記チャートをご覧ください。

なお、ご意見・ご質問につきましては、下記の連絡先までお願ひいたします。

平成18年度提案公募型事業チャート

4月 5月	NPO(県民)に対する事業説明会	4月14日、4月21日、4月28日
	提案事業の公募受付	4月14日～5月19日
	書面による一次審査(選考委員会)	5月下旬
6月	二次審査・事業採択(選考委員会)	6月中旬
	事業採択NPOを決定	
7月	契約開始・事業実施	
	7月1日～	

☆ 連絡先

沖縄県文化環境部県民生活課 担当 横山 電話 098-866-2187
FAX 098-866-2789 E-mail yokoyamt@pref.okinawa.jp

沖縄県NPOプラザ移設のお知らせ

沖縄県文化環境部県民生活課
市民活動推進班 又吉 朋隆

県では、平成15年度に那覇東町会館に沖縄県NPOプラザを設置し、NPO等が行う市民活動の支援や相談を行ってきました。

3年間のプラザの実績と利用者の方々の意見を踏まえた上で、今後プラザのあり方を検討した結果、平成18年4月からプラザを現在の東町会館から県庁県民生活課内へ移設することといたしました。

新たなプラザでは、専従の相談員がNPO法人の設立認証や定款変更に関する書類内容の確認や各種相談等を担当します。

そのほか、NPO法人の事業報告書や定款といった書類の縦覧・閲覧や、NPO・ボランティア等の活動情報の収集を行うことができます。

なお、会議室及びパソコンの利用については、サービスを休止することになりますので、ご留意ください。

また「バナナ通信」につきましては、本号で一時休止とし、今後はまた新しい形で再スタートする予定です。

現在のNPOプラザの電話及びFAXについて、3月31日(金)まで利用が可能となっています。

4月からの連絡先等は以下のとおりです

●沖縄県NPOプラザ (県庁県民生活課内) 〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 TEL:098-866-2187 FAX:098-866-2789 ※ご相談等でご利用の場合は事前に電話予約をお願いします

これまで現プラザをご利用いただきありがとうございました。

また4月からの新しいプラザにつきましても、よろしくお願いします。